


<本省本部の折衝報告>

# 人員配置・処遇改善・

## 労使関係など当局に再確認！



No.398  
2026年6月5日

【発行】  
国土交通省管理職  
ユニオン

【所在地】  
東京都千代田区  
霞ヶ関2-1-2 中央  
合同庁舎2号館  
TEL 03-3509-1138

【Email】  
k-union@aloha.ocn.ne.jp

【ホームページ】  
[http://www-k-unionnetwork/](http://www.k-unionnetwork/)

国土交通省管理職ユニオンは、4月24日（金）に、一人出張所問題、賃金の逆転、管理職や地理院の処遇、ハラスメントなどの官房長交渉発言の再確認をすともにも、労使関係の改善について、本省の諸団調査官他四名と折衝を実施しました。

### □人員配置等

『官房長交渉の発言の中で一人出張所の問題や、残業代による管理職と官ホストの賃金の逆転現象について、「全く同じ危機感を私たちも持っている」というような発言があったが、再確認したい』との指摘に対して当局は、『現場の第一線で苦勞する職員の実態を承知しており、一人出張所や賃金逆転現象、残業問題について組合と同じ危機感を持っている。厳しい定員事情や職場実

態については、査定当局に対して十分に説明を行い、必要な要員確保に最大限努めている。職員の士気低下を防ぎ、モチベーションをどのように向上させていくかは重要な課題であると認識している。また、山間僻地への配置や転勤が多いといった国交省特有の職場の実態、優秀な人材確保の必要性についても、人事院に対して適宜説明を行い、勤務条件の改善に向けて対応していく考えである。』管理職の給与

の逆転についても管理職員の皆様が現場の第一線でご尽力をされていることは当局としても十分認識をしております、同じく危機感を持っている。管理監督の地位にある皆さんに置かれては超勤上限措置の導入だとか勤務間インターバルの努力義務化、様々な業務困難性だとか、責任の度合が年々増しているといったところも踏まえ、人事院に対しては俸給の特別調整額の支給額引き上げなど要望してきたところですが、引き続き適切に対応してまいりたい』との回答でした。

また、『一人出張所の問題は、要員確保が根源的な課題であると認識しており、CXの取り組みを通じて人材確保に努めることが重要である。組織の統廃合については、事業進捗や維持管理の効率化を踏ま

え、合理的かつ最適な配置を実現するために実施している。CCTVカメラやタブレット等の新技術を活用し、効率的な管理に努める。一人対応がコンプライアンス上の懸念となる点は認識しており、本局や事務所との連携・フォロー体制を工夫しながら、必要な体制確保に努力していく。出張所の役割の重要性は引き続き認識しており、重要ではないと考えているわけではない』との回答でした。

### □災害応急手当

《1080円が1440円へ

改訂など》

『処遇改善に向けた具体的な成果というか、令和八年度より災害応急作業等手当が拡充する方向で、関係当局と協議中あるいは、検討中であるというのが

(裏面につづく)

(表面よりつづく)

確か交渉で話されていたと思うが、4月に改正されたのか』との確認に対しては、『令和8年4月8日に人事院規則が改正され、同年4月1日に遡って適用される。具体的には、災害応急作業等手当の規定(1号から5号)全般にわたって金額が引き上げられる。これには、巡回監視や応急作業に従事する際の1号手当や、噴火対応の2号、そしてリエゾン(災害対策現地連絡員)として活動する際の4号手当などが含まれる。テックフォース等の活動を含め、現場で災害対応にあたる職員の処遇改善に繋がるものと考えている。今回の改正により、第一線で尽力する職員の手当額が全般的に底上げされることとなる』との回答でした。

## □ハラスメント

『ハラスメント対策の具体化ということで、元々事務次官のメッセージとかにもあったと思いますが、今年度中にコンディションチェックによる実態把握とか相談員を新たに設置するなど取り組みを実施すると言っていたと思うが』との確認に対しては、『コンディションチェックを通じた実態の早期把握に取り組んでいる。現在は本省で試行している段階だが、順次、地方整備局などの地方機関にも対象を広げていく計画である。これはCX(組織変革)室による取り組みの一環として進められている。また、本省においてハラスメント相談員を追加設置しており、その結果や効果を踏まえた上で、地方機関への拡大についても検討していく。すでに地方機関に設

置されている相談員に対しても、技能や知識の向上を図るなど、本省の取り組みも参考にしながら適切に対応していく方針である』との回答でした。

## □地理院の処遇

『国土地理院の定員は、ここ数年増減は少ないが、整備局同様に対抗法の指定行政機関になっている。防災減災国土強靱化の観点から、地理院も増員をお願いしたい。また、上位級の級別定数拡大もあわせてお願いしたい』との指摘に対して、当局からは、『地理院は重要な役割を担っているというところは認識しており、必要な人員の確保に向けて最大限努力している。また、処遇についても全体として良くなるよう努力する姿勢に変わりはない。

長期的な視点で見れば、

地理院を含め組織全体として相当程度改善してきていると認識している。具体的には、人事院に対し、機関や職務の評価を高めるよう説明を尽くしており、級別定数の拡大に最大限努力している。地理院特有の級別定数の現状も認識しており、地理院の業務の重要性や人員構成を丁寧に説明し、必要な級別定数の確保に向けて引き続き取り組んでいく。特定のポストの級上げについても、全体バランスを考慮しつつ努力していく』との回答でした。

## □労使関係

『過去、各地方整備局と支部の間では情報提供を密に実施している実態があった。人事の情報などももう少し、我々労働

組合を信じてもらいたい

という思いがある。』『年2回交渉、折衝も2時間、官房長交渉を6月ぐらいに前倒しして欲しい』との意見に対して当局は『安定した労使関係の定着に向け、相互の地道な努力が必要であると考えている。主張が異なる部分はあるが、引き続きお互いに努力を重ねていきたい。今後の折衝や交渉の時期については、あらかじめ決まっているものではなく、窓口での意思疎通を図りながら調整していく。現場の貴重な意見を真摯に受け止め、職員のためになる取り組みを今後も継続して進めていく姿勢を持ち続けたい。』との回答でした。

